

石川県公報

平成30年11月14日(水曜日)

号 外

(第 81 号)

目 次

告 示

○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1

○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2

告 示

石川県告示第486号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「dangerous men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「HAPPY2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「illmatic.sex」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「麻蜜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX B BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「sex machine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SEX FIRE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「キメチン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「ところてん2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「トロトロ失神」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「淫乱MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「直入」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「天照大神」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「濡愛パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「FLY limited」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Island TRIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「KAMA Blended」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「RODY Power Night」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX FEVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ZETT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「蠍王」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「アクメ無双」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「昇雲」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「昇鳥」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成30年11月15日

石川県告示第487号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成30年11月15日